

茨城をたべよう運動推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、茨城をたべよう運動推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、地産地消の取組が、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、環境への負荷の低減等の効果を有するものであることに鑑み、生産者、事業者、消費者等が一致協力して地域の農林水産物の利用の促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の農林水産物の利用の促進に関すること
 - ① 量販店、直売所、生協等の取組を通じた地域の農林水産物の利用の促進
 - ② 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進
 - ③ 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育等の推進
 - ④ 県民の理解と関心の増進
- (2) 各関係者の連携及び情報交換の促進に関すること
- (3) その他、運動の普及定着並びに推進に必要な事項に関すること

(構 成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同して入会した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 顧問 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は茨城県知事とし、協議会を代表し、会務を総理する。
2 顧問は、会長が委嘱し、協議会の運営に必要な助言を行なう。
3 監事は、会長が委嘱し、会務及び会計を監査する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、総会及び顧問会議とする。

(総 会)

第8条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 協議会規約の改正
- (4) その他の重要事項

2 総会は、会長が招集し、会議の議長は、会長又は会長が指名する者を充てる。

(議 決)

第9条 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、茨城県販売流通課内に事務局を置く。

2 事務局は、次の事務を処理する。

- (1) 諸事業の実施計画の策定
- (2) 諸事業の実施
- (3) 予算執行に係る事務

(経 費)

第11条 協議会の経費は、会員の納付する負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補 足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成24年11月9日から施行する。